

令和 8 年

第 4 回  
教育委員会会議録

行橋市教育委員会  
令和8年3月25日(水)

## 教育委員会会議録

- 1 招集日時  
令和8年3月25日(水) 10時 0分
- 2 招集場所  
5階 第2委員会室
- 3 出席委員  
教育長職務代理者 吉兼 法子  
委員 尾崎 環  
委員 内山 智之
- 4 出席職員等  
山田教育長  
井上教育部長  
吉本教育総務課長  
井上学校管理課長  
木村防災食育センター長  
森生涯学習課長  
増田文化課長  
鍋山スポーツ振興課長  
加來教育総務課課長補佐兼教育政策係長  
小林指導室次長
- 5 議題及び議事の概要  
別紙
- 6 閉会 11時 2分

教 育 長

---

指 名 委 員

---

令和8年3月25日

開議 10時00分

○教育総務課課長補佐兼教育政策係長 加來義宏君

定刻となりました。

開会前に、資料の追加がございますので、確認をさせていただきます。当日配付とさせていただきますにございました、議案第10号及びその他(2)の資料となります。不足はございませんか。

(「はい」の声あり)

それでは、山田教育長、お願いいたします。

### 1. 開会

○教育長 山田英俊君

それでは、定足数に達していますので、令和8年第4回定例教育委員会を開会いたします。

### 2. 前回会議録の承認

○教育長 山田英俊君

それでは、前回会議録の承認を議題といたします。

この件について、何か御意見等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

なお、今回会議録の署名委員は、会議規則第17条の規定により、吉兼委員を指名します。吉兼委員よろしくお願いします。

(吉兼君「お願いします」の声あり)

### 3. 教育長事務報告

○教育長 山田英俊君

まず、教育長事務報告についてです。事務報告の資料をご覧ください。

2月15日、行橋市老人クラブ連合会、新春チャリティー演芸大会に出席しました。

それから17日、教育委員の視察研修ですね、これは宇美町の学びの多様化学校と一緒に行きました。

18日は、市の小学校校長会で講話をさせていただきました。主な内容は、市の教育委員会における課題について、校長先生たちと共有しました。

19日は、延永校区の女性学級で講話をしました。これについては、やはり同じよう

に行橋市の教育の課題や、これから進めようとしている教育について、お話を申し上げました。

20日は、教育研究所の中核教員の研修講座が、今年1年新しい取り組みで始めましたので、その報告会に参加しました。教務主任は、行橋北小の教務主任と長峽中の教務主任が中核教員となったのですが、大変すばらしい研究で、この講座をやってよかったなと思っています。

2月24日は、市議会の開会でした。

26日は、渇水対策本部の開催。油木ダムの貯水量が30パーセントを切ったところですね。最近ちょっと雨が続けているので、少し改善しているようにあります。

27日は、長期研修員との懇談会に参加しました。

3月2日、3日は、市議会本会議一般質問です。

5日は、ふれあいグラウンドゴルフの春季大会の挨拶に行っています。同日、行橋小学校で行っているソロモンとの国際交流の授業の参観に行きました。

7日は、ペタンクの春季大会に行ってお挨拶をしています。

8日は、市長旗争奪中学校剣道大会、これは県下から中学校が参加していますが、それに出席をしました。

9日は、日産が絵本を作っていて、その絵本の寄贈式に、リブリオ行橋で行われたので参加しています。2冊いただいて、図書館に配本しています。日産もですね、現状かなり厳しくなってきたので、一応今回で停止するという事でお聞きしています。

それから、10日は築城特別支援学校の小中の卒業式に出席しました。行橋市の住民である子どもたちも卒業式を迎えていますので、卒業式のお祝いに行ったところです。

12日は中学校の卒業式です。

13日が市議会閉会となります。

18日が小学校卒業式ですね。この日、市長の2期目のスタートセレモニーが朝一番でありました。

それから、19日は行橋市不登校支援検討委員会、本年度から始めた関係協議会みたいなものですが、2回目の協議会を開きました。泉安心協議会の懇親会にも参加しています。

20日ですね、室内型子どもの遊び場、あそぼっちゃんのオープンセレモニーがありました。500人で、1時間待ちで皆さん入ってしまっていて、すごかったです。土曜日も500人で、日曜日は600人を超えていたとお聞きしています。本当に幼稚園くらいの小さなお子さんが多かったんですけど、小学生も結構楽しそうに遊んでいました。

23日は定例校長会ですね。それで、きょうが定例教育委員会となっています。本日は文化財保護検討委員会が昼からあります。

後は予定となりますので、書いているとおりです。

2月14日から3月25日まで、私が事務を行った内容について、何か御質問はありませんか。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

質問というわけではないのですが、3月5日の行橋小で行われたソロモンとの交流参観は、私も参加させていただきました。とても良い活動だなと思って、画面を通してですけれども、直接子どもと親と英語でやり取りができるという貴重な体験ができているということで、ああいう体験を積み重ねることによって英語を喋ることに慣れてきて自信が持てて、どんどん使えるようになってくるんじゃないかなと思いますので、これからもぜひ続けてほしいなと思っています。

○教育長 山田英俊君

先日、その振り返りを関係学校と教育委員会でさせていただいて、子どもの変容とか意欲とか、そんなのを見て今後も続けていこうという確認をしたところです。

その他に何かありませんか。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

質問ですけど、子どもの遊び場あそぼっちは、とてもいい事業だと思うんですけども、500人、600人は、市内の子どもたちでしょうか。市外からも見えているのでしょうか。

○教育長 山田英俊君

市外からもお見えになっているかもしれないんですけど、一応料金体系が違うので、200円と300円だったと思いますですけど、2時間なんですね。中には2時間終わって、また登録して入るという方もいらっしゃいました。当日はですね、とにかく多すぎてだめなので、定員を超えたところでは、すみません、2時間後においでくださいというかたちで、ちょっと帰っていただいたという方もいらっしゃいました。とにかく1時間待ちで整理が大変でした。

○委員 内山智之君

あそぼっちゃんなんですけれども、ちなみに何かしら遊んだ子ども、もしくは保護者の声を吸い上げるようなアンケートみたいなものは実施されているんですか。

○教育長 山田英俊君

それは出来ていないのですが、実はプレのときに小学校6年生が体験をしまして、子どもにもすごく人気というかですね、それはすぐ一で評価することができる、それもたぶんしているんじゃないかと思います。何せ教育委員会事業じゃなくて福祉の事業

なので、ということです。  
他にありませんか。いいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、教育長事務報告を終わらせていただきます。

#### 4. 議事

##### (1) 議案第10号 人事案件について

○教育長 山田英俊君

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議案第10号の人事案件ですが、1点目から4点目までは、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明します。本日お配りした議案第10号の資料をご覧いただきたいのですが、きのうですね実は教育委員会の内示が出ましたので、案件の追加をさせていただきます。

まず、A4縦の分ですが、ページ番号はふっていないのですが、3月31日付けの発令について、ご覧ください。こちらは教員の割愛人事によるものでありまして、今回、行政から学校現場へ復帰するものとなっております。

続きまして、4月1日付けの異動の分でございますが、先ほど申しましたとおり、4月1日付の異動に伴う内示が昨日の3月24日に出されました。内容につきましては、この表の左側の11名が教育委員会から市長事務部局へ出向となっております。また、右側の16名の内、11名が市長事務部局から教育委員会への出向、また1名が教育委員会の事務局内での異動、また2名が教員の割愛人事による採用、そして2枚目にあるように2名が新規採用という内容となっております。

続きまして、2点目になるのですが、部分休業についてです。

こちらは、教育総務課に所属している職員から、行橋市職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定に基づく部分休業の請求がありました。休業期間としましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。当該期間中の月曜日から金曜日における15時30分から17時までの1時間30分を部分休業するものです。なお、発令日は本日付となります。

この部分休業でございますが、小学校就学前までの子どもを養育するために、職員が請求することで取得できるというものでありまして、通常よりも勤務時間が短くなることで育児と仕事を両立させやすくなる制度となっております。

次に、3点目です。学校管理課に所属している職員から、同様に部分休業の請求があ

りました。休業期間は、令和8年4月1日から令和8年6月26日まででありまして、この期間中の月曜日から金曜日における、こちらは15時から17時までの2時間を部分休業するものでございます。こちらも発令日は本日付となります。

次に、4点目です。生涯学習課に所属している職員から、育児休業の短縮に関する申請がなされました。当該職員は、令和7年3月20日から令和8年7月21日まで育児休業を取得しているところですが、今回、これを短縮しまして、令和8年4月30日までとするものです。こちらも発令日は本日付けとなっております。

次に、5点目です。各課で雇用する会計年度任用職員について、令和7年度末での退職や令和8年度の任用に関するものでございます。

まず、教育総務課から御説明いたします。

資料の3ページをお願いします。こちらの1番がICT・英語教育推進係に所属する指導主事、2番がICT教育推進員、3番から10番が外国語指導助手で、これらのALTは、小中学校の英語指導に当たっております。なお、11番から13番が日本語指導員となっております。また14番の方が、13番の指導員が週5日勤務をしていたんですが、本人から週3日勤務へ変更してほしいという申し出がありましたので、それを補充するかたちで週2日勤務として雇用するものです。15番の日本語指導員と16番の事務補助員は、令和8年3月31日をもって退職となっております。

教育総務課からは以上でございます。

○教育長 山田英俊君

続いて指導室、お願いします。

○指導室次長 小林祐介君

同じく4ページをお開きください。これに関しまして、来年度新たに雇用する者もありますが、記載の通りでございます。

また、6ページ、部活動外部指導員に関しましては、今年度6名雇用していたのですが、諸事情により4名というかたちで、最初にスタートするかたちになっております。

以上でございます。

○教育長 山田英俊君

次に学校管理課、お願いします。

○学校管理課長 井上尚史君

では7ページをお願いします。学校管理課所管、学校用務員の来年度の雇用についてでございます。

学校用務員は、小中学校に1名、行橋中学校のみ2名の雇用しておりまして、17小中学校で、番号1から18番まで計18名雇用しております。そのうち番号3の稗田小学校については、来年度、新規で雇用する方で、番号19、20の2名につきましては、

今年度末での退職となっております。学校管理課の雇用については、以上になります。

○教育長 山田英俊君

次に防災食育センター、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

8ページにあります学校給食調理員から、11ページの学校給食補助員までを継続または新規により雇用するものです。うち、40番の調理員1名、それから68番、107番の補助員2名が3月末をもちまして退職いたします。説明は以上でございます。

○教育長 山田英俊君

次に生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長 森雅代君

生涯学習課の人事案件は12ページになります。番号1から18番及び24から27番の公民館長、主事それぞれ11名、19番の生涯教育指導員1名と20から22番の地域活動指導員3名、23番、生涯学習課事務補助1名の計27名を新規及び継続雇用するものでございます。

23番の方につきましては4月1日から30日までの1カ月。その他、1から27番の方につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間を雇用期間としております。そのうち25、26番の公民館長2名と、24、27番の公民館主事2名は新規雇用でございます。また、29、30番の公民館長及び28、31番の公民館主事が退職するものです。説明は以上です。

○教育長 山田英俊君

次に文化課、お願いします。

○文化課長 増田昇吾君

13ページをお願いします。文化課は、7番と22、23番につきましては、新規採用となっております。また、その他の方については継続雇用、24、25、26番の方々につきましては、諸事情により退職するという取り扱いになっております。

文化課としては、以上です。

○教育長 山田英俊君

最後にスポーツ振興課、お願いします。

○スポーツ振興課長 鍋山義幸君

スポーツ振興課といたしましては、1名の雇用をしております。社会教育指導員として、主な業務内容としましては、スポーツの振興に係る準備や窓口対応、各種スポーツの運営補助等を行っております。以上でございます。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第10号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

## (2) 議案第11号 行橋市指定文化財の指定について

○教育長 山田英俊君

次に、議案第11号 行橋市指定文化財の指定について、説明をお願いします。

○文化課長 増田昇吾君

文化課より、議案第11号 行橋市指定文化財の指定について、御説明いたします。

資料の4ページをお願いいたします。今回、仲津校区にごございます海軍築城航空基地稲童地下通信司令部壕1点を行橋市指定文化財として指定を行おうとするものでございます。

行橋市文化財保護条例第33条第1項に、教育委員会は、市の区域内に存する記念物のうち市にとって重要なものを行橋市指定史跡に指定することができる。また、第4条3項に、指定するときは、あらかじめ行橋市文化財保護審議会に諮問しなければならない、とされております。

令和7年7月10日に行橋市文化財保護審議会を開催し、今回提案しております稲童地下通信司令部壕の史跡指定について協議した結果、第一に、この地域の戦争の惨禍を伝える土地に刻まれた戦争遺跡であること、第二に、地下通信司令部壕は、ほぼ完存し、保存状態が良好であること、第三にコンクリート造りであるため劣化による消滅の恐れがあること等の理由により、市指定史跡に指定し、県指定されている稲童掩体同様、この地域に点在している戦争遺跡を末永く保存することが望ましい、との答申をいただいております。

そのため、今回教育委員会に付議し、承認をいただいたうえで史跡として指定しようとするものでございます。

5ページ以降に詳細な資料を添付しておりますが、概要としましては、昭和20年3月に完成。コンクリート造で東西に2つの出入口がございます。また、地下に5カ所の部屋がありまして、築城飛行場から通信機能を退避させ、司令部壕として活用されておりました。こちらは、平成11年度に地下通信司令部壕の測量調査を実施しております。

その後、看板等を設置しておりましたが、令和7年度は、用地につきましては市の用地として公有化をしております。説明は以上でございます。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第11号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

### (3) 議案第12号 行橋市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 山田英俊君

次に、議案第12号 行橋市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。資料の11ページをお願いします。

このことにつきましては、ことしの1月29日に開催しました総合教育会議での議題、教職員の働き方改革について、この中で御説明させていただいたところです。

現状におきましては、公立学校の校長は、毎年度、学校運営に関する基本的な方針に関しまして、学校運営協議会の承認を得ることとなっておりますが、今回、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の制定に伴いまして、この承認事項に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容が含まれることとなったため、行橋市学校運営協議会規則で定める承認事項に新たに追加しようとするものです。

具体的には、13ページに新旧対照表をお示ししておりますが、第10条に学校運営協議会で承認を得る項目を列挙しておりまして、この中に、当該項目を追加するものでございます。

ただし、現実的なところで申しますと、これも総合教育会議で御説明したように、まず教育委員会が、こちらの業務量管理・健康確保措置を実施するための計画、実施計画と呼んでいますけども、この実施計画を策定した後に、この計画内容を受けながら、各学校で、自校では何ができるのか、どのように取組むのか等、具体的な内容を検討し、基本的な方針を作成した上で、これを、令和8年度の途中になると思いますが、学校運営協議会の会議に諮って承認を得るという流れになろうかと思っております。以上です。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第12号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

#### (4) 議案第13号 行橋市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 山田英俊君

次に、議案第13号 行橋市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

学校管理課長、どうぞ。

○学校管理課長 井上尚史君

学校管理課から御説明いたします。資料15ページをお願いします。行橋市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定の概要です。

学校管理課では、学校教育法の規定に基づきまして、小学校及び中学校に在学する児童生徒のうち、経済的理由により、就学困難な児童生徒に対しまして、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図ることを目的としまして、学校給食費、学用品費、校外活動費、修学旅行費等の就学に必要な費用を就学援助費として支給しています。

皆様もご存じのとおり、また後ほど説明がありますが、今回、小学校と中学校の給食費を無償化することとなりましたので、規則について所要の改正を行うものです。

次に17ページの新旧対照表をお願いします。新旧対照表に記載のとおり、第4条、援助の範囲、就学援助費の項目から、学校給食費を今回削除するものです。

行橋市児童生徒就学援助規則の改正についての説明は以上になります。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。

尾崎委員、どうぞ。

○委員 尾崎環君

ちょっとYouTubeで、動画に出会ったんですが、給食費の無償化に伴い、市内在住の子どもたちだけが、こういう優遇措置を受けると。だけど、市内在住であって、特別支援学校に行っている子どもたちには、そういう優遇措置はされないのではないかと、そこら辺のことは、どう考えているだろうか、という意見を出している方がおられたんですね。それはそれでとは思ったんですが、そういうことに対して。

○教育長 山田英俊君

それについては、センター長からお答えがありますので。

センター長、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

いま質問いただいた内容になりますが、現在、国、県におきまして、非喫食の児童について、食物アレルギーや不登校等、やむを得ない事情で給食を喫食できないということを想定した新事業を検討しているということでございます。

詳しい要綱等は4月に入ってからということですので、その支援内容等を確認したうえで、内容が定まった後に教育委員会会議に諮りたいと思っています。

○教育長 山田英俊君

部長、ちょっと補足をお願いします。

○教育部長 井上淳一君

補足をさせていただきます。いま尾崎委員のほうから御質問がありました特別支援学校に対する給食費の援助という話ですけれども、行橋市内に在住されて、築城の特別支援学校に通われている児童生徒も当然いらっしゃいます。

来年度、令和8年度から築城の特別支援学校に通われている、まず小学部の児童については、福岡県のほうが給食費の無償化ということで支援を行うということになっております。それから中学部に通われている生徒さんにつきましては、行橋市としては、国の方針に先んじて来年度から行橋市内の中学校で給食を食べられている生徒さんに対して支援を行うという方針を出しております。

ですので、当然築城の特別支援学校に通われている中学部の生徒さんについても支援を行うということで、方針としては持っておりますので、後は先ほど木村センター長のほうが申し上げました、制度設計につきましては、いま行っているところですので、制度設計がはっきりしましたら、また教育委員会のほうにも御報告を差し上げたいと考えております。以上です。

○教育長 山田英俊君

よろしいですか。

○委員 尾崎環君

はい。分かりました。

○教育長 山田英俊君

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第13号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

## (5) 議案第14号 行橋市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 山田英俊君

次に、議案第14号 行橋市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

学校管理課長、どうぞ。

○学校管理課長 井上尚史君

学校管理課から説明させていただきます。資料19ページをお願いします。行橋市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定の概要になります。

本規則は、平成14年に制定されていますが、その後、放課後児童クラブに関連する法令として、平成26年に行橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されています。両法令で、児童クラブに従事する職員の資格についても定めていますが、よりその内容の整合性を図るために、今回、所要の改正を行おうとするものです。

23ページの新旧対照表をお願いします。資料右側の改正前の本規則では、第11条の第1号に、必要な資格について、児童福祉関係及び教育関係の資格を有し、知識及び経験を有する者、と定めています。

続いて、資料飛びまして27ページ、基準条例の一部抜粋をお付けしておりますので、そちらをお願いします。

基準条例では、規則と同様に第11条第3項にて、保育士や社会福祉士等必要な資格について定めています。保育士や社会福祉士も児童福祉関係の資格でありますので、現状の規則の内容が誤っているというわけではありませんが、この基準条例と比較しますと規則の記載内容が抽象的であり、具体的な資格名を記載しているものではありませんでした。

もう一度、23ページの新旧対照表に戻っていただきまして、そのため、今回の改正で、左側の改正後の第10条で支援員に必要な資格について、先ほどの基準条例から引用するようにすることで両法令での整合性をより図ることといたしました。

また、右下の改正前の第11条に、指導員と表記がありますが、これは基準条例の支援員のことをさしますので、基準条例に合わせて支援員の表記に改めております。

加えて、条文の位置の修正も併せて今回行っています。右側の改正前の規則では、第10条で事故があった場合の処理について記載した後に、支援員の要件や職務について記載していました。今回は、まず支援員の要件や職務を定めたいので、その職務に基づく事故処理としたほうが論理的であるということから、事故処理の項目の位置を支援員

の職務のあとに移動させています。

次に、25ページをお願いします。最後に、納入通知書の様式を付けておりますが、この様式第7号について、こちらは児童クラブのシステムにあわせた変更をしています。

放課後児童クラブ条例施行規則の改正についての説明は以上になります。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。

指導員が支援員にかわって、少し整理したということですね。何かありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第14号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

## 5. 報告事項

### (2) 報告第4号 行橋市学校給食費条例の一部を改正する条例案に対する意見について

○教育長 山田英俊君

次に、議案第15号 行橋市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定となりますが、こちらは報告第4号と関連しておりますので、はじめに報告第4号の説明を受けたいと思いますが、御異議はないでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、報告第4号の行橋市学校給食費条例の一部を改正する条例案に対する意見について説明をお願いします。

防災食育センター、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

52ページをご覧ください。令和8年4月から実施される国の学校給食費無償化にあたり、行橋市学校給食費条例の一部を改正いたしました。

これまで保護者の皆様に御負担いただいていた学校給食費を全額公費負担とすることから、第3条給食費の徴収を不徴収等に改めるものでございます。

報告は以上でございます。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

#### 4. 議事

##### (6) 議案第15号 行橋市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 山田英俊君

次に、議案第15号 行橋市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明をお願いします。

防災食育センター、どうぞ。

○防災食育センター長 木村君彦君

30ページをご覧ください。国が示す給食費無償化は、生活保護法に基づく教育扶助により給食費が支援される児童生徒については、法律に基づく支援を優先し、本事業の支援対象外となるため、第3条に条文を新設するものでございます。

また、食材費等の物価高騰に伴い、学校給食費の額を改定するため、第4条の第1項及び第6条第1項を改めるものでございます。

令和8年4月からの学校給食費の金額については、1食あたりの額を小学校317円、中学校380円に、月額を小学校5,620円、中学校6,740円に改定いたします。

説明は以上でございます。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第15号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

##### (7) 議案第16号 行橋市給食費等の徴収に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長 山田英俊君

次に、議案第16号 行橋市給食費等の徴収に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、説明をお願いします。

防災食育センター、お願いどうぞ。

○防災食育センター長 木村君彦君

38ページをご覧ください。学校給食費の改定に伴い、行橋市給食費等の徴収に関する要綱の条文の一部を改正するものです。

41ページ、第4条第2項の表にございます、小学校1食あたりの費用291円を3

17円に改め、同表中学校の348円を380円に改めるものです。説明は以上です。

○教育長 山田英俊君

この件について、何か御意見等はありませんか。

学校給食費は上がるんです。上がるんですけど、無償化だから取らないということですね。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第16号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

#### (8) 議案第17号 行橋市部活動改革検討委員会設置要綱の制定について

○教育長 山田英俊君

次に、議案第17号 行橋市部活動改革検討委員会設置要綱の制定について、説明をお願いします。

指導室次長、お願いします。

○指導室次長 小林祐介君

指導室から、部活動改革検討委員会設置要綱について説明いたします。

47ページをお願いします。国は現在の案として、令和13年度までを部活動改革実行期(後期)として、部活動地域展開を推進しています。

行橋市では、昨年5月に、教育委員会が案として作成した部活動改革に向けたロードマップや考え方等を示し、中学校の教職員を対象にアンケート調査を実施いたしました。

学校教育活動の一環として実施されてきた部活動は、教師が子どものためにと休日等を返上して行うなど、教師の献身的な努力により、生徒たちの健全育成をはじめ、学校教育にも大きな効果をもたらした経緯がありますので、部活動改革につきましては、教職員の考え方も様々あることを把握しました。

そこで、行橋市の生徒にとって、望ましい学校部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、部活動の実践研究を実施し、持続可能な部活動とその推進体制を効果的・効率的に構築するため、行橋市部活動改革検討委員会を設置いたします。

第1条は、先ほど申しました、設置目的についてでございます。

第2条は、検討委員会は、目的達成のために必要な事項について協議、検討することと、休日等における部活動を定め、教育委員会及び地域関係者等と連携し共同実践を行うこととしています。

第3条は、検討委員会の委員について定めています。委員は、教育長、教育部長、教

育総務課長、指導室長、学校管理課長、文化課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、各中学校長、保護者代表、体育協会代表、文化協会代表とします。委員の任期は、委嘱された日から最初に到来する3月31日までとしています。

第4条は、検討委員会には、委員長及び副委員長を1人置き、委員長は教育長、副委員長は行橋市中学校体育連盟会長といたします。

第5条は、検討委員会は、委員長が招集し、会議は、検討委員会の委員の半数以上が出席しなければ開くことができないとしています。

第6条は、検討委員会の庶務を行うため、指導室に事務局を置くこととしています。

第7条は、この要綱に定めるもののほか、検討委員会に必要な事項は、教育長が別に定めることとしています。

この要綱につきましては、来年度4月1日から施行したいと考えています。

説明は以上です。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

部活動についてはですね、いろいろな考え方があるということは、承知しております。

その上でですけれども、私は、学校の役割というのは、子どもに学力を付けることだと思っています。ですので、部活動の地域展開ということは、大いに進めていただきたいと思っています。とはいえ、地域の受け皿の問題もあると思いますので、その辺も考慮しながら望ましい学校部活動がどうあればよいかということ、このメンバーでぜひ検討していただきたい、いい方向に向かっていただきたいなと思っています。

○指導室次長 小林祐介君

ありがとうございます。

○教育長 山田英俊君

御意見ですね。

他に何かございませんか。

内山委員、どうぞ。

○委員 内山智之君

私も吉兼委員の言うとおりでと思うんですけども、やっぱり重要なところというのは、地域の外部指導員の質、もしくは人数だけを確保するというものでもないと思うんですね。中身、指導員の質だと思うので、そこをもっとどのようなかたちで適任の方を探していき、採用していくのかということは、今後の課題になってくると思いますので、ぜひそのところを協議していただければなと思います。

○教育長 山田英俊君

指導室次長、どうぞ。

○指導室次長 小林祐介君

質については、大変大きな課題だと思っております。そこについて、協議によっていろいろと指導者、各種団体さんがおられますので、そこと連携を図りながら、推薦をしてもらいながら進めていくということを思っているところでございます。

○委員 内山智之君

ありがとうございます。

○教育長 山田英俊君

尾崎委員、どうぞ。

○委員 尾崎環君

働き方改革、さっき校長が職員の業務量も管理監督という、そんなシステムになりましたよね。今度、行橋小学校のほうモデル事業として昼休みを短くして帰るとい

(指導室次長「先取教育ですね」の声あり)

そういうのを受けたと聞いています。そちらは中学校のほうが大事なのかなと思っています。先生方の業務量というのは、教える時間というのは絶対に必要ですし、それプラス今まで部活があったからですね、大変だろうなと思っているんですが、そういう教育課程そのものを変えていくようなシステムという考え方は、国のほうにはないんですか。

○教育長 山田英俊君

ちょっと補足をしますと、今度の新しい学習指導要領の中に入ってくるんですよ。なので、これは国からも下りてきていて、県下全域で指定事業なんですね。京築は小学校が当たったので行橋小学校なんです。他の地域で中学校が当たっています。

そこで先取のやり方をやって、どういうかたちがいいかというのを一応試行的にやってみて、新しい学習指導要領が出たときに反映しようということのようにあります。これは、国の流れからきています。

○委員 尾崎環君

はい、分かりました。

○教育長 山田英俊君

他にありませんか。

内山委員、どうぞ。

○委員 内山智之君

実際に今の外部指導員の実務現状というところが実際にどういうふうになっているのかなというのは、実際に携わっている者としてとても気になっていて、外部指導員もいるけれども顧問の先生も実はそこにいる現状が、やっぱりあったりするんじゃないかと

と思いますが、現実的なところを、どれくらい把握されているのかなというところがちょっと気になったので、今後注視していただければと思います。

○教育長 山田英俊君

指導室次長、どうぞ。

○指導室次長 小林祐介君

ありがとうございます。指導員につきましては、各学校1名ということで配置をしているんですが、顧問が付いていますが、その、どれくらいの割合でというのは詳しく把握ができていない状況でございます。指導者につきましては、確実に顧問がついて、引率ができないということになっておりますので、顧問が付いて指導しているというところでございますので、行橋市の部活動の指針に伴って実施をさせていただいているところでございます。

○教育長 山田英俊君

内示がもう出ているので、内示の範囲でいきますと、今回1名、教育委員会で指導主事を増員しています。この働き方改革もですけれども、部活動の地域展開をちょっと進めていかないといけないので、という大きな目的のために1名増員しているので、今後を見守っていただいて、進捗状況については、また教育委員会で把握できたらなと思っていますので、そういうことでよろしくお願いします。

それでは、採決でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議案第17号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

## 5. 報告事項

### (1) 報告第3号 人事案件について

○教育長 山田英俊君

それでは、ここから報告事項に入ります。

報告第3号の人事案件についてとなりますが、こちらについては、1点目及び2点目の病気休職については、非公開で報告を受けたいと思います。

それでは、3点目の会計年度任用職員の採用について、学校管理課から説明をお願いします。

学校管理課長、どうぞ。

○学校管理課長 井上尚史君

では、資料50ページをお願いします。病気休職により欠員となっております、学

校用務員の代替職員として昨年10月中旬から1名雇用しておりましたが、病気休職の延長に伴い雇用期間を年度末の3月31日まで延長しましたので報告をするものです。

以上です。

○教育長 山田英俊君

この件について、何か御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

### (3) 報告第5号 令和8年度行橋市一般会計補正予算案に対する意見について

○教育長 山田英俊君

次に、報告第5号 令和8年度行橋市一般会計補正予算案に対する意見について、説明をお願いします。

学校管理課長、お願いします。

○学校管理課長 井上尚史君

それでは、資料57ページをお願いします。今回の補正予算の概要です。

学校管理課における、本年度歳出予算規定額、8億243万1千円に、今回補正額3,801万2千円を減額し、総額7億6,441万9千円とするものです。

補正理由としましては、先ほど御説明させていただきました、中学校給食費無償化に伴いまして、中学校特別支援教育就学奨励費、及び中学校就学援助費を減額補正するものです。

先月、2月の教育委員会で御説明しました、令和8年度の一般会計当初予算には、中学校の特学奨励費と就学援助費に、給食費の補助について予算計上しておりましたが、来年度からの国による公立小学校の給食費無償化事業に合わせまして、子育て世帯の家計負担軽減を図ることを目的として、行橋市立中学校に通う生徒の給食費につきましても無償化を実施するために、3月議会にて追加議案として、所要の条例改正を行うこととなりまして、あわせて中学校給食費の無償化に伴う予算につきましても、市民生活に直結することから、4月からの予算執行が必要な事業であるため、補正予算として直ちに編成することとなりました。

そのため、中学校の特学奨励費・就学援助費での給食費の補助につきましても、予算措置する必要がなくなりましたので、令和8年度、一般会計第一次補正予算として減額補正することとなり、2月の定例教育委員会の後に、追加議案として補正予算を上程し3月議会にて議決されておりますので、今回御報告をするものです。

補正の内容としましては、10款3項2目中学校教育振興費、19節扶助費について、中学校給食費無償化に伴いまして、中学校特別支援教育就学奨励費が313万7千円、中学校就学援助費が3,487万5千円、合計で3,801万2千円を減額補正するも

のです。学校管理課の一般会計第一次補正予算についての説明は以上です。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

#### (4) 報告第6号 3月定例議会の議案の議決状況について

○教育長 山田英俊君

次に、報告第6号の3月定例議会の議案の議決状況について、説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。資料の59ページをお願いします。

まず、議案第2号 行橋市教育振興基本計画策定委員会設置条例の制定については、第3期教育振興基本計画の策定にあたりまして、第2期策定のと様と同様に、計画策定委員会を設置するため、新たに条例を制定しようとするものですが、全員一致で原案可決いただいております。

次に、議案第19号 行橋市図書館等複合施設整備事業に係る事業変更契約の締結については、事業契約約款におきまして、サービス対価について、毎年度、日銀等が公表するサービス価格指数に応じた物価変動率を勘案して改定するものとして、令和8年度において増額改定が生じたため、変更契約を締結するものですが、こちらも全員一致で原案可決いただいております。

次に、議案第20号 令和7年度一般会計補正予算については、令和7年度の各事業において、主に事業費の決算見込みに伴う執行残を減額補正するものでしたが、全員一致で原案可決いただいております。

続いて、議案第27号 令和8年度一般会計予算については、これまでの教育委員会会議の中で御説明いたしました、新規事業や重点事業の内、政策的な判断が必要な予算を含まない骨格予算として、教育委員会所管部分の各課の令和8年度予算案を上程いたしました。こちらにつきましても、全員一致で原案可決いただいております。

次に、議案第35号 行橋市学校給食費条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第37号 令和8年度行橋市一般会計補正予算については、先ほど、それぞれ担当課から内容の報告をさせていただきましたが、両議案とも、全員一致で原案可決いただいております。

申し訳ありませんが、議案第35号の議決結果が原案同意となっておりますが、原案可決の誤りですので、修正をお願いいたします。

○教育長 山田英俊君

では、修正をお願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

また、次のページ以降に、文教厚生委員会での審議における各課への指摘事項を添付しておりますので、こちらにつきましても御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。説明は以上でございます。

○教育長 山田英俊君

この件について、何か御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 6. その他

### (1) 令和8年度教育部年間行事予定表について

○教育長 山田英俊君

それでは、次に、その他に入らせていただきます。

その他(1) 令和8年度教育部年間行事予定表について説明をお願いします。

教育総務課長、どうぞ。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、教育総務課から御説明いたします。配付しておりますA3横の年間行事予定表をご覧ください。

こちらは各課の来年度1年間の行事予定をお示ししております。現時点での予定であります。教育委員の皆さんに出席をお願いする可能性がある行事などを赤字でお示ししております。また、A4縦の予定表(概要)のほうは、左側が、先ほどのA3の資料の赤字のものをまとめたかたちとなっております。参加のお願いにつきましては、その時期になりましたら、あらかじめ担当課から御案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

### (2) 令和8年度子ども議会の開催について

○教育長 山田英俊君

続いて、その他(2) 令和8年度子ども議会の開催について説明をお願いします。

教育総務課長、どうぞ。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課より御説明いたします。本日お配りしました令和8年度の子どもの議会のチ

チラシをご覧ください。

子ども議会は、ご存じのとおり、小学校6年生から中学生を対象として、約24名程度の子ども議員を募りまして、行橋市役所の議場を利用して、毎年8月に開催しております。令和8年度については8月8日土曜日が本番となる予定です。

4月に入りましたら、市報やホームページ、また、校長会での依頼も行いまして、子ども議員を募集する予定でございます。また、連絡アプリを使い、保護者にも直接周知を行いまして、お子さんに参加を促していただくようお願いしてまいります。

子どもたちに対しては、今年度と同様に、チラシのデータをロイロノートの共有フォルダに格納し、端末上でも確認できるようにしたいと思います。特に、近年は小学生の参加が少ない状況ですが、昨年度は、19名の子ども議員の内、小学生が6名参加ということで若干増加しました。引き続き、小学校長にも、担任から積極的に声かけいただくなど、小学生の参加に御協力いただくようお願いしていききたいと思います。以上です。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、その他になりますが、その他の他で何かないでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは次に、次回開催日について、説明をお願いします。

係長、どうぞ。

○教育総務課課長補佐兼教育政策係長 加來義宏君

次回開催は、日時は4月28日火曜日14時から、場所はここ第2委員会室でいかがでしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

○教育長 山田英俊君

では、次回定例教育委員会会議の開催は、4月28日火曜日14時から、この会場で行いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、ここからは、非公開での審議といたしますので、傍聴の方は申し訳ありませんが、退室をお願いします。

(傍聴者、退席あり)

11時00分

=====非公開=====

## 7. 閉会

○教育長 山田英俊君

以上で本日の議事内容は終了となります。

これをもちまして、第4回定例教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 11時02分